

江戸時代多摩川の生態系と鷹場

2022年

山崎 久登

目次

I 研究の概要	1
研究の目的.....	2
研究の計画と記録.....	2
今後に向けての研究課題.....	4
研究内容の社会への還元.....	4
II 本論	7
はじめに.....	8
第1章 鷹場と江戸周辺地域	10
①江戸幕府と鷹場.....	10
②江戸周辺地域になぜ鷹場が必要か.....	12
③多摩川と鷹場.....	14
第2章 将軍家の玉川御成と鳥見による支配	16
①多摩川への御成の実態.....	16
②御成に関わる負担について.....	19
③鳥見による支配と秋川.....	21
第3章 多摩川における環境意識の醸成と鷹場	24
①多摩川の支配系統の分裂.....	24
②多摩川における環境意識の醸成.....	26
③多摩川的环境・環境意識の変化.....	28
第4章 秋川における鵜飼漁の排斥	30
①鵜飼の行われている村.....	30
②鵜飼をめぐる争論・出来事（宝暦～天保期）.....	31
③弘化4年～嘉永2年の秋川筋争論.....	32
④鵜飼が排斥される理由.....	35
おわりに.....	37
主な参考文献.....	39

I 研究の概要

研究の目的

本研究は、現代の環境問題を考えるため素材として、江戸時代の鷹場制度¹が多摩川の環境に与えた影響を取り上げるものである。その主たる問題関心は以下の二点である。

a環境や人々の生業を規定していたものは何か。

b江戸時代のシステムの中から我々が学びとれるものは何か。

まず、aについて。人々は日常生活を送る中で、環境の制約を受け、一方で環境に影響を与えていっている。これは、現代社会でも江戸時代でも同様であろう。本研究では、江戸時代の人々が、環境をどう捉え、その制約を受け、またそれを改変していったのかを明らかにしていきたい。それを明らかにすることは、現代の多摩川の環境問題を考えることにも有益な示唆を与えることができると考えるからである。

次にbについて。江戸時代と現代社会では人々が生きる社会システムが異なっており、単純に比較をしたり、また安易に教訓化したりするようなことは戒めるべきである。しかし、江戸時代のシステムについて、その構造まで明らかにすることができれば、我々は多くの学びを得ることができると考える。

以上から、本研究では江戸時代の多摩川の環境・生業を規定していたシステムの一つとして、鷹場制度の実態を明らかにし、それが江戸時代の構造の中でどう位置付けられるのかを検討していきたい。そのことによって、現代の多摩川の環境問題を考えるためにヒントを得ることができると考えるものである。

研究の計画と記録

●研究の計画

【研究対象】

本研究では、江戸時代の多摩川・秋川を対象とし、多摩川については下記の通り上流・中流・下流にわけて検討を進める。時期については、江戸時代（1603～1867）を対象とし、これも下記のとおり前期・中期・後期に分ける。

多摩川：上流：水源～青梅市付近／中流：青梅市付近～大田区下丸子付近／下流：大田区下丸子付近～河口

江戸時代：前期：慶長期～貞享期（1603～1687）／中期：元禄期～天明期（1688～1788）／後期：寛政期～慶應期（1789～1867）

【研究手法】

- ①川と周辺1km範囲内に生息している生物（虫類・魚類・鳥類）について、江戸時代の地方（じかた）文書を対象として、明らかにする。特に、名主の日記や、鷹狩り関係の史料を中心とする。こうした文書は、刊行されているものの他、地域の郷土博物館等に所蔵されている原文書も用いる。
- ②多摩川上流・中流・下流および秋川について、生物の生息状況をまとめた「多摩川生物環境図」を作成する。その上で、前期から後期にかけてどのように変化しているのか分析する。
- ③鷹場が設定される江戸時代中期を挟んで、前期と後期ではどのように変化しているのかに着目する。
- ④鷹場が様々な生物の生息に大きな影響を与えたと思われる事項については史料を挙げてデータ化する。
- ⑤鷹場と生態系との関係について「多摩川生物環境図」とデータを基に検討を行う。

●研究の記録

2020年度は、主として多摩川下流域（川崎市・大田区）・同中流域（世田谷区・狛江市・調布市・稲城市・府中市・立川市・福生市・羽村市）について史料調査を行った。郷土博物館・資料館・文書館に残る地方文書および史料集を確認し²、①鷹場関係史料、②鷹場と関係して多摩川流域の生態系が分かる史料を探索した。その結果、①については地方文書・史料集ともに豊富に残っており、「鷹場法度」などの鷹場の取締状況の分かるもの、また御用人足賦課等の鷹場負担がよく分かる史料を収集することができた。②については、将軍漁獵御成（将軍が多摩川で魚釣りなどを見物する御成）の史料を通して、鮎をはじめとした川魚がどの地域で獲られているか等が判明した。

2021年度は、主として多摩川上流域（青梅市・奥多摩町・丹波山村）、秋川（あきる野市・檜原村）において史料収集とフィールドワークを行った。全ての自治体に郷土博物館があるわけではないため、その場合は地域における古文書の有無について教育委員会とも連携して調査を実施した。多摩川・秋川の生物環境図の作成については、上流・中流・下流の有意な生物生息状況についての史料が得られなかったため、作成を断念した。これについては、史料が残存

していなかったために、鷹場史料の分析から、多摩川における「環境意識」「環境問題」を明らかにする方向に、研究計画を改めた。したがって、本報告書のⅡにおいても、その方向でまとめた論文を掲載した。

今後に向けての研究課題

今後の研究課題は、二点ある。

第一に、天保期に上流から下流まで含めた多摩川において、環境意識が生成されていく理由の検討である。本研究ではそれを鷹場の面から述べたが、これは鷹場だけでなく舟運や生業など地域の状況をもう少し含めて検討していく必要があるだろう。また地域の村々の「知」がどのように形成されていったのか、という問題にも目を配る必要があるだろう。

第二に、今回作成できなかった、多摩川の生態系の「環境図」の作成である。広く「御用留」「名主の日記」類を検討していったが、そのようなことが分かる史料を見つけることはできなかった。したがって、今後は、江戸の文人の「紀行文」などにも対象を広げ、多様な資料をさらに検討していく必要がある。いずれにせよ、多摩川に日常的にどのような生物がいたのかというデータは最も残りにくいものである。この点については今後も検討を加えていきたい。

研究内容の社会への還元

【研究の効果】

現代の多摩川については、生物多様性をどのように維持し、また持続可能な社会の中でその環境を保っていくのか、ということが課題の一つとなっている。課題解決のためには、あらゆる学問を総合した、「知」のプラットフォームを構築し、その相互利用を図っていくことが重要であろう。そうした観点から、本研究は、人文科学分野から、江戸時代の多摩川の生態系や地域環境の実態を明らかにし、現在の多摩川の環境を維持していただくための「知」を提供することができると思う。

それでは、なぜ鷹場を研究することによって多摩川の生態系や地域環境がわかるのか。それは、鷹場という、領主によって管理された空間を分析することにより、江戸時代の植物や動物の生息状況や、その環境を維持するために領主がどのような地域政策を行ったかが判明するか

らである。鷹場は、近世多摩川を規定する大きな環境因子だったのであり、それを研究することによって多摩川の生態系や環境の実態を知ることができるのである。

本研究の成果は、自然科学の研究者と共有され、また市民の方に伝達されていくことにより、現代の多摩川の環境維持を考えるための、示唆を与えていく効果があると考えられる。

【公表の方法】

①報告書・論文の作成（予定）

報告書では、多摩川において鷹場と環境の関係性について考察を行う。この内容は主として学術研究者を対象としたものとなる。また、多摩川と尾張藩の鷹場についての学術論文を執筆し、学会誌等に投稿する予定である（具体的な掲載誌は未定）。

②研究報告会の開催（実施済）

報告書の内容について、事前に市民を対象とした研究報告会を2021年12月12日に東京都渋谷区で実施した。報告のタイトルは「江戸時代の多摩川と鷹場」である。鷹場の研究の基本的な事項から解説し、その上で、江戸時代の鷹場が如何に多摩川の環境を規定していたのかを明らかにしていった。

当日は、19名の参加者を得、報告後には質疑応答も行うことができた。参加者の方々にとっても、環境史の視点から多摩川を考えるという研究は目新しかったようで、私自身も今後の研究に向けて大きな手応えを得ることができた。



研究報告会の様子

II 本論

はじめに

近世多摩川の研究は、江戸時代の漁業秩序など、主に漁業を中心に研究が進められてきた³。そのための基本的な漁業史料をまとめた資料集も刊行され⁴、さらに文書以外の漁撈資料についての現地調査と分析も進められている⁵。

一方で、多摩川を環境としてとらえ、その中でどのような生物が生息していたのか、また時代によってどのように変化していたのか、という視点での総合的な研究はなされていない。たとえば、江戸時代以来の魚種の研究⁶、林業が上流域の植生に与えた影響を扱った研究⁷などがあるが、多摩川の生態系が環境変化の中でどのような影響を受けていたのか検討したものはみられない。

特に問題なのは、重要な環境因子となった「鷹場」と生態系について研究が行われていないことである。たとえば、多摩川流域の地域社会を検討した研究でも鷹場と環境の問題は検討されていない⁸。

それでは、なぜ鷹場に注目する必要があるのか。それは、鷹場が江戸の周辺地域を支える重要な制度であり、かつ地域の環境にも大きな影響を与えるものであったからである。これまでの江戸周辺地域の研究は、鷹場制度を中心に行われてきており⁹、鷹場と多摩川の環境との関係を問う意味は小さくないと判断される。なお、鷹場制度については、第1章の①・②で詳しく説明を行う。

以上を踏まえた上での本研究の目的は、次の二点である。

第一に、江戸時代の鷹場と多摩川の関わりについて明らかにすることである。鷹場は江戸時代において地域の環境を規定する要素となっていたが、多摩川においてはこれがどのように作用していたのかを明らかにしていくということである。特に、実際に將軍の御成が行われるということが、地域にどのような影響を与えていたのかを分析していきたい。

第二に、江戸時代の鷹場が多摩川の漁業をどのように規定していたのかを明らかにすることである。具体的には、環境への影響、人々の生業への影響に分けて考察していく。ここでも、將軍の御成が行われることによってどのような争論が生じていたのかを検討したい。

次に、本研究の方法についてである。

史料としては、宮田満氏が収集した漁業関係史料¹⁰や、自治体史所収の「御用留」類を対象とし、鷹場に関わる法令・帳簿類を分析する。それによって、近世の多摩川の環境が鷹場支配の

影響をどの程度受け、またそれによって人々の意識がどのような制約を受けていたのかを考察する。具体的には以下の手順を取ることにする。

まず第1章においては、江戸時代の多摩川の概況と、鷹場制度の基本的な事項を確認したあと、多摩川のどの地域に鷹場が置かれていたのかを明らかにする。つづいて第2章では、多摩川への御成がどのように行われていたのかを分析する。その上で、第3章では、多摩川環境に大きな影響を与えたと思われる二つの事項（寛政期の伊奈氏の失脚と、天保期の築漁をめぐる一件）を明らかにする。そして第4章では、弘化～嘉永期に秋川で鵜飼漁が排斥されていく一件を検討し、多摩川の御成がこの一件にどのような影響を与えていたのかをみていくことにする。

第1章 鷹場と江戸周辺地域

①江戸幕府と鷹場

本章の①と②では、鷹狩りの歴史から説き起こし、江戸時代において鷹場が持った意味について概観していきたい¹¹。③では、多摩川と鷹場の関係について述べる。

鷹狩りとは何か

鷹狩りとは、飼いならした鷹を使い、鳥や小動物を獲る狩猟法である。鷹は、主に、蒼鷹（おおたか）・鶴（はいたか）・隼・熊鷹などを用いた。一方、獲物は鶴・鷺・鶺鴒（ぼん）・雁・雉・鶉・鴨・雲雀・野ウサギなどであった。起源は中央アジアにあるとされ、その技術は騎馬民族によって東洋・西洋へ伝播していった。

日本に伝来したのは仁徳天皇の43年（355年）であるとされる。この時に、献上された鷹を使って渡来人が鷹狩りを行い、以後「鷹甘部」（たかかいべ）が置かれるようになったとする。以後、鷹狩りは、領主階級の狩猟法として日本社会の中に定着していった。鎌倉時代以降は主に武士の狩猟法として愛好されることになる。

鷹狩りを行うことができるのは、天皇や一部の貴族にかぎられ、民衆は行うことができなかった。同じく鳥を使用する狩猟法に「鶉飼」があるが、これは後述するように、民衆による狩猟としても定着していた。領主層によって独占されているということは、鷹狩りという狩猟法の性格を規定する大きな要素であった。

江戸幕府と鷹狩り

徳川家康は、慶長8年（1603）に征夷大将軍に任命されて幕府を開くとともに、諸国の有力大名に対して鷹狩り禁止令を出した。一方で、一部の大名（譜代大名など）や重臣に鷹場を貸し与えた。これは、鷹狩りを、全国統一者である家康の下に統制することを意味していた。家康は、権威の象徴として利用していたのである。

徳川家光は、鷹場制度の基礎を固め、職制の整備を行った。鷹の訓練士である鷹匠や、鷹場の管理者である鳥見という役職もこの時に設けられている。その後、徳川綱吉の代に鷹場は廃止された。これは、生類憐みの令の影響によるものであった。

享保元年（1716）、徳川吉宗は家光時代の鷹場を復活させた。さらに鷹場役人の制度や、鷹狩りに関わる負担を徴収する制度などを整えて、鷹場制度を完成させる。以後鷹場と鷹場制度は幕府が崩壊する慶応3年（1867）まで継続してゆくことになる。

鷹場について

鷹場とは、狭義には「鷹狩りが行われる場所」を指す。広義の鷹場は、これに加えて、「領主によって様々な規制や負担が割りかけられる地域」をも含んだ領域となる。

そうした領域が設定されるのは、狭義の鷹場を維持・管理していく上で必要だからである。領主が実際に鷹狩りをする時に、獲物となる鳥や小動物が少なければ、大きな問題となる。狭義の鷹場における生物の生息状況を良くするためには、周辺地域も含めて、鳥の狩猟を禁じるなど環境整備が必要となった。

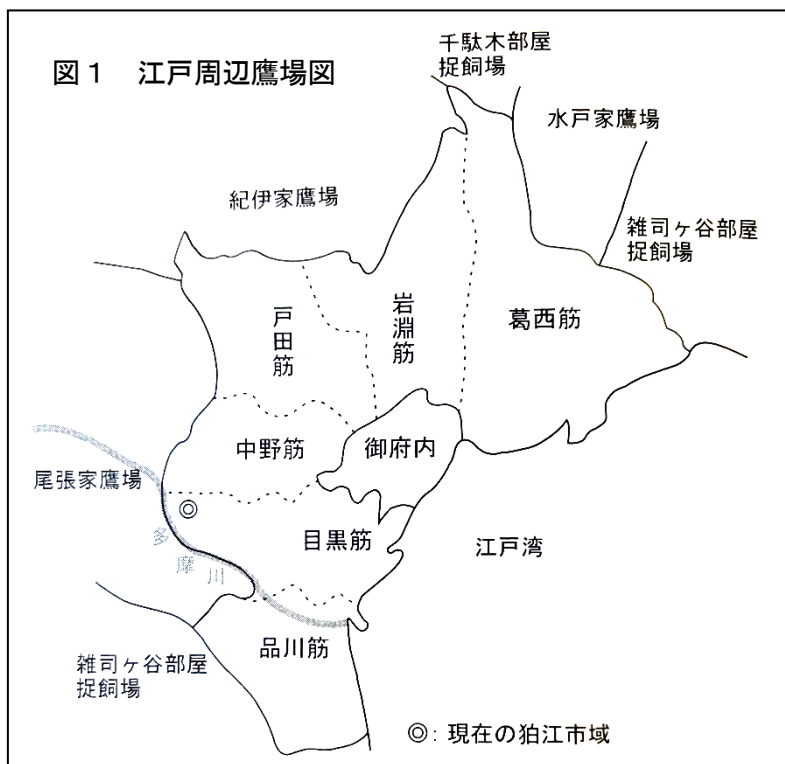
また、実際に鷹狩りを行う際には、さまざまな人足が必要となる。これを領主の家臣などに担わせるだけでは不十分であり、周辺に住む百姓なども動員する必要が生じた。その時に、動員の根拠として、百姓たちが「鷹場」に住んでいる、という論理が必要になるのである。

図1によれば、将軍家の鷹場は、江戸城を中心に、五里（20キロメートル）四方の地が設定されていた。この将軍家の鷹場を「御拳場」（おこぶしば）と言った。その周囲に、御三家の鷹場および将軍家の鷹匠が鳥

を獲る場である「捉飼場」（とらえかいば）が配置されている。

鷹場制度

将軍家の鷹場には、「筋」と「領」という支配のための区分があった。「筋」とは、鷹場の維持管理を任務とする「鳥見」の支配単位である。江戸周辺は葛西・岩淵・戸田・中野・目黒・品川という六つの筋から構成され、それぞれ



『新狛江市史 通史編』（狛江市、2021年）261頁より転載。

「在宅鳥見」が現地に駐在していた。この鳥見は、鷹狩りに備えて鳥の居着きをよくすることや、不審者の取り締まりなどの治安維持を任務としていた。

次に「領」とは、中世以来の役負担の枠組みであり、鷹場の様々な諸役を村々に賦課するにあたって、この枠組みが生かされていた。ただし、実際に鷹場の負担を担うのは「鷹場組合村」であり、これは十数か村～数十か村によって構成される。領の枠組みと鷹場組合村の枠組みは原則として一致しているが、例外もある。また一領で複数の鷹場組合村が構成されている例もある。鷹場組合村には「触次役」が置かれ、これは組合村内の有力な村の名主などが選任された。触次役は、鷹場に関わる御触を村々に回し、また鷹場にかかわる負担（人足役など）を村々に割り当てた。

以上のように、筋は、鷹場の治安維持のための枠組み、領は、鷹場を支えるための経済的な枠組みということになる。

②江戸周辺地域になぜ鷹場が必要か

江戸周辺地域の特性

江戸周辺地域の地域的特質の一つに、領主支配が錯綜していることがある。一円が幕府領となっているのではなく、旗本領・大名領・寺社領などが複雑に入り組んだ状況となっているのである。これは、首都たる「江戸」の周辺に大きな勢力が生じないようにすることであり、近世初期～中期においては江戸防衛の観点から有効な手だてであった。しかし、近世中後期になってくると問題を生じるようになる。それが、貨幣経済の浸透による治安の悪化という問題であった。

元禄期以降、村にも貨幣経済が浸透するようになると、村側も自給自足のための農業ではなく、商品作物を作り、利益を得ようとするようになる。そうすると「小農」を基本とした村の枠組みが徐々に崩れていき、貧富の差が生まれるようになる。これがやがて社会不安を生み、治安が悪化していくことになったのである。

江戸周辺地域では、支配領主が錯綜しているために、治安の悪化に対処することが難しい状況にあった。なぜならば、支配領主が異なるために、一円的な「警察権」を行使できないからである。たとえば、ある旗本A領で罪を犯した者がいた場合、隣の旗本B領に逃げ込んでしまえば、旗本Aはもはや捕らえることができなかった。これは、幕府も同様であって、藩領や旗

本領に幕府の役人が乗り込み、幕府領同様の警察権を行使することはできなかったのである。したがって、江戸周辺地域において、このままの状況では治安の悪化に対処することが難しい状況にあった。

江戸周辺地域全体を幕府領にしてしまえば良いと考えられるが、それは簡単に行なうことはできない。幕府権力が強固な近世初期においては、武断的な処置をすることも可能であったが、文治政治に転じた中では難しかった。実際に江戸時代後期の天保14年（1843）に水野忠邦のもとで、江戸・大坂周辺地域を幕領化しようとする上知令が出されたが、大名やその領民らの反対によって失敗している。

こうした中で、徳川吉宗は、鷹場を活用して一円的な支配にかわるシステムの構築を目指したのである。

鷹場が江戸周辺地域で持った意味

徳川吉宗は、将軍となると享保元年（1716）、狩猟禁止区域である「御留場」（おとめば）を復活させた。これは、生類憐みの令の関係で、五代将軍徳川綱吉の時期に廃止されていたものを元に戻したのである。以後、鷹狩りのための制度を次々と構築していった。

では、なぜこの鷹場についての施策が江戸周辺地域の治安維持につながるのか。それは、江戸から半径五里の地域を幕府の鷹場に設定することで、支配領主の枠組みを越えて幕府が支配することができるからである。

もちろん、それは、個々の領主の支配権を否定するものではない。しかし、鷹場であるために、「鳥の居着きをよくするため」「鷹狩りにあたる将軍の身体を守るため」ということを名目に、鷹場役人が治安維持にあたるのが正当化されるのである。事実、将軍家鷹場に設定された「鳥見」によって、支配領主を越えた一円的な治安維持が行なわれることになった。また、幕府の鷹場役人が、「殺生人」の取り締まりのために廻村することも行なわれている。

このように、鷹場は単に将軍の「鷹狩り」を実現するためのシステムだったのではなく、「江戸周辺地域の治安維持」を果たすものでもあったのである。従来の研究では、このように設定された鷹場によって、江戸周辺地域の均質化・一体化が進んでいったと論じられている。

しかし、一方で鷹場が治安維持の機能を担っていたとしても、果たして地域を均質化・一体化させるものであったか疑問もある。筆者は、主に世田谷地域の鷹場を事例として以下のことを明らかにした¹²。

①世田谷地域（世田谷領）には、幕府鷹場や御三卿鷹場があり、一部の鷹場負担（鷹場役人の旅宿負担）は御成御場所（実際に鷹狩りが行なわれる場所）ごとに負担の枠組みが形成されていた。決して「領」を単位として一体的な負担が行なわれていた訳ではなかった。

②また、その負担単位は、幕府鷹場・御三卿鷹場の負担をめぐって対立し、鷹場組合村が分裂する事例もあった。つまり、鷹場によって地域結合が分かれていくこともあったのである。

③こうしたことから、鷹場はかならずしも地域を均質化・一体化させる因子とは言えず、地域を差異化・差別化させる因子ともなっていた。

このように、鷹場の機能を多角的に検討していく必要があることが現在の研究史では求められている。そこで、多摩川周辺に展開した鷹場についても、こうした視座にたって検討をしていきたい。

③多摩川と鷹場

多摩川と鷹場の範囲

それでは、多摩川のどこまでが鷹場に設定されていたのであろうか。結論から言うと、下流域は將軍家鷹場、中流域は將軍家鷹場・尾張藩鷹場・掟飼場、上流域は鷹場の領域に含まれていなかった（後掲の概念図参照）。この状態は、鷹場制度が再興された享保期から、同制度が廃止される幕末まで基本的に継続した。

下流域

「江戸近郊御場絵図¹³」によれば、下流域には將軍家鷹場が展開していた。鳥見支配の枠組みでは、品川筋と目黒筋という二つの「筋」が存在していた。「領」の枠組みについては、河口から羽田～六郷～平間までは、六郷領（左岸・現大田区）と川崎領（右岸・現川崎市）によって川が挟まれている。平間から丸子までは、六郷領（左岸）と稲毛領（右岸・現川崎市）の間に位置していた。

中流域

ここは、將軍家鷹場（御拳場）・掟飼場・尾張藩鷹場という三種類の鷹場が存在していた。「江戸近郊御場絵図」によれば、登戸より宮内村（現川崎市）まで領主の漁場である御留川¹⁴

(おとめがわ) に指定されている。左岸については世田谷領（現在の世田谷区・狛江市）の村々が展開し、和泉村・小足立村・覚東村といった村名が見える。ここまでが、将軍家鷹場の領域であった。ここより上流の府中領左岸村々（現在の調布市・府中市・国立市に含まれる地域）は、雑司ヶ谷鷹部屋の捉飼場であった¹⁵。右岸については、宮内村より上流の稲毛領の西側村々（現在の川崎市に含まれる地域）も同じく捉飼場であった¹⁶。その上流の府中領（現稲城市など）の右岸村々も同様であった¹⁷。

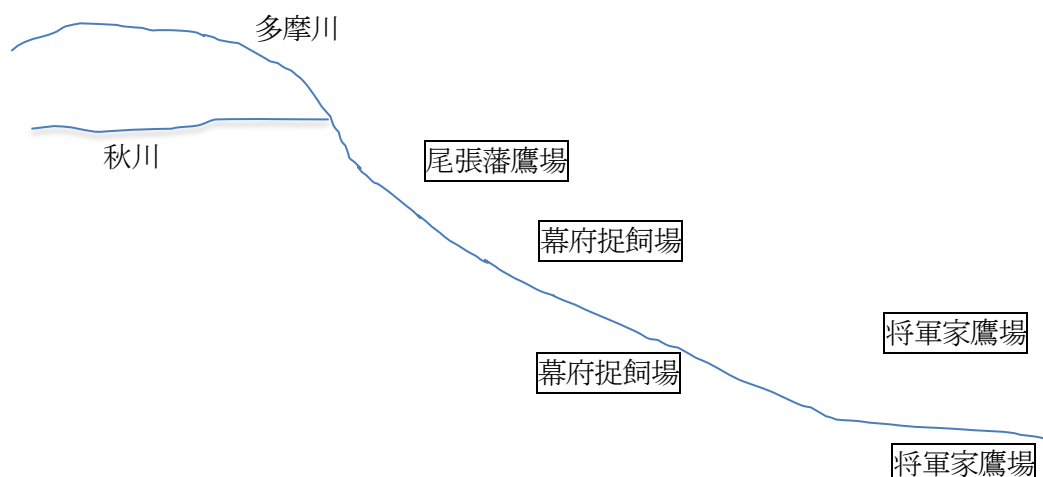
捉飼場のさらに上流には尾張藩の鷹場があった。宝暦期以降は、左岸の柴崎村（現立川市）から五ノ神村（現羽村市）までは尾張藩の鷹場であったことが確認される。なお、この区域は右岸にも尾張藩の境界を示す杭が打たれていた¹⁸。ただし、右岸の村までもが尾張藩の鷹場であったということではなく、この区域の多摩川の支配権を示したものと考えられる。

上流域と秋川

最後に、多摩川上流と秋川である。ここは、将軍家や御三家の鷹場、幕府捉飼場は存在しなかった。ただし、多摩川上流において、御巢鷹山が存在していたことが確認される。これは、鷹狩り用の蒼鷹の雛などを確保するために、保護・管理された山を指す。

現在の奥多摩町の地域には、34か所二千余町歩（約2000ヘクタール）の御巢鷹山があり、すでに延宝2年（1674）にはその存在を確認することができる¹⁹。

図2 多摩川流域鷹場概念図



第2章 将軍家の玉川御成と鳥見による支配

①多摩川への御成の実態

本章では、将軍家による多摩川への御成がどのように行われていたのか、またこの御成を通してどのような支配体制が築かれていたのかを見ていきたい。

御成・御出のあった時期

まず、多摩川へ御成があった時期について検討をしていきたい。その前提として、多摩川が「御留川」となった時期と場所を明らかにする必要がある。

御留川とは、領主による狩猟が行われる川であるために、その領主以外の者による狩猟が禁止された領域を指す。多摩川では、享保5年（1720）3月、世田谷領瀬田村（現世田谷区）～下沼部村（現大田区）までの多摩川が「御留川」となり、諸漁猟一切が禁じられた²⁰。このことによって、徳川将軍家が御成をする場所として、「玉川魚猟御成御場所」が成立したものと考えられる²¹。

享保13年に御留川は宇奈根村～等々力村までに変更された。これは領域が少し上流にシフトしたものである²²。以後、慶応3年（1867）8月に「当分無用」として停止される²³までこの領域は御留川として存在し、「玉川魚猟御成御場所」も維持されていた。

御成の場所と、御成・御出者

実際に御成が行われた場所は、複数存在するが、その中で回数が最も多いのは瀬田村河原である。これは、現在の世田谷区二子玉川周辺にあたる。

表1によれば、この期間で将軍家やそれに連なる者たちの御成や御出が確認できるのは、享保～安政期の19回である。

御成・御出をしているのは、徳川将軍の他、将軍世嗣、御三卿などである。ただ、将軍位にあったのは、最初の徳川吉宗のみで、以下は主に将軍世嗣の者が御成をしている。また、駒場原御成などのように「年中行事」となっているのではなく、数十年にわたって御成のない期間もある。その他、以下のような特色がみられる。

- ・文化文政期は、御三卿による御出のみ行われている。
- ・天保期以降に、将軍家の御成が復活している。

・奥向衆・御側衆ら幕臣が狩猟をしている事例も見られる。

表1 享保期以降玉川御成・御出の状況

年（西暦）	御成・御出者	御成場所	鶉飼	備考
享保12年（1727）8月23日	徳川吉宗（将軍）	瀬田村川原		御遊
享保15年（1730）4月19日	徳川家重（将軍世嗣）	瀬田村川原		御鷹狩
元文元年（1736）4月11日	徳川家重（将軍世嗣）	下沼部村川原		御遊
宝暦3年（1753）9月11日	徳川家治（将軍世嗣）	瀬田村川原	○	あるいは9月6日か
宝暦4年（1754）5月2日	徳川家治（将軍世嗣）	瀬田村川原		御放鷹 魚獵御成
寛政8年（1796）9月11日	田安斉匡（御三卿）	宇奈根村		魚獵
享和2年（1802）8月～9月	田安斉匡（御三卿）			魚獵
文化4年（1807）8月29日	林肥後守（御側衆）		○	鮎獵御用
文化10年（1813）8月27日	田安斉匡（御三卿）	瀬田村川原	○	御川狩
文政6年（1823）9月23日	田安斉匡（御三卿）			鮎獵
文政8年（1825）4月3日	清水斉明（御三卿）			鮎獵
天保3年（1832）8月28日	徳川家慶（将軍世嗣）	瀬田村川原	○	
天保4年（1833）4月7日	一橋斉位（御三卿）			
天保12年（1841）8月27日	徳川家定（将軍世嗣）	瀬田村川原	○	魚獵
天保13年（1842）8月11日	徳川家定（将軍世嗣）	瀬田村川原		鮎魚のすなどり御覧
嘉永3年（1850）4月2日	徳川家定（将軍世嗣）	下沼部村亀山		鱒御獵
嘉永3年（1850）9月18日	一橋慶喜（御三卿）			
嘉永4年（1851）4月25日	一橋慶喜（御三卿）			唐紙漉立上覧
安政4年（1857）6月1日	奥向衆			16, 17騎、玉川にて少々魚獵。 9月2日にも御出。

『徳川実紀』、『続徳川実紀』、『徳川諸家系譜』1・3、『大田区史（資料編）北川家文書』1、『大田区史（資料編）平川家文書』1、『世田谷区史料叢書』1～7より作成。

*本表からは六郷のほりへの御成は除いてある。

このように「玉川御成御場所」は享保期から幕末期まで御成・御出が行われているが、時期的にはかなり偏りが生じている。こうしたことから、本御場所は、臨時的なものであり、将軍よりもその周辺に位置する者（将軍世嗣・御三卿）の御出御場所となっていたことがわかる。

また、天保期以降には将軍家も含めた御成が復活しており、同期が近世多摩川における一つのメルクマールとなっていたことも想定される。以下、このことも踏まえて考えていきたい。

表2 天保3年8月28日の御成スケジュール その1

〔当日まで〕

日付	事項
8月19日	通船筏規制開始。御成御場所の整備。
8月24日	御膳所の修復。
8月25日	御成御場所の整備。猟師を瀬田村に集めて相談。 13艘の船を御船蔵より多摩川河口を経て回航。
8月27日	目附方在方出役へ火の元取締などの請書提出。 鮎籠蓋製作のため籠細工師を徴発。

表3 天保3年8月28日の御成スケジュール その2

〔当日〕

時刻	事項
七ツ時～五ツ半時 (午前5時～9時頃)	御小休所行善寺や焚出場世田谷村岩蔵方へ、村々からの人足が配置につく。
早朝	徳川家慶、半蔵門より出立。 上目黒村名主加藤啓次郎方(現目黒区大橋1丁目)にて小休。
九ツ時 (正午頃)	瀬田村名主方で中野嶋唐紙屋文平の紙仕上業を見物。 瀬田河原より乗船し、鮎猟。鶉飼など見物。
九ツ半時 (午後1時頃)	還御し、行善寺(現世田谷区瀬田1丁目)にて小休。
八ツ時 (午後2時頃)	出立。 途中加藤啓次郎方にて昼食。
六ツ時 (午後6時頃)	江戸城へ帰着。

*江戸時代の時刻は不定時法であるため、現在の時刻は目安である。

『世田谷区史料叢書』5(19～20・221～222頁)・『北川家文書』1(302～304頁)・目黒区守屋教育会館郷土資料室編集発行『郷土資料室所蔵史料目録』1(4～8頁)・『世田谷地誌集』(194～200頁)より作成。

御成のスケジュール(天保3年8月の御成を事例に)

ここでは表2及び表3に基づいて、天保3年(1832)8月における御成を事例にして、実際に将軍の御成がどのように行われているのかをみていきたい。

まず、御成10日前から通船規制が行われている。そして、御成の数日前より、御膳所の整備や、事前打ち合わせ等が行われた。

将軍が乗る船は、江戸湾を通して多摩川河口より現地まで運ばれた。これは、幕府の御船蔵にある船を回航し、羽田からは曳舟によって瀬田河原まで遡上させたものと考えられる。

御成は、一日単位の行事であり、御成をする将軍らは日帰りであった。早朝に江戸城を出発し、途中一度の休憩の後に、瀬田河原へ到着した。漁猟の上覧を行ったあと、行善寺で小休止し、帰路についた。江戸城に帰りつくのは午後6時頃であった。

御成のメインは、鶉飼を見物し、鮎猟を行うことであった。また和唐紙製作（唐紙屋文平²⁴）など地域で行われていた産業の見物も実施していた。将軍御成が、たんなる狩猟ではなく、遊興も兼ねたものとなっていることがわかる。

なお、御成後には、世田谷領の負担について、領内村々で相談が行われている（閏11月14日）。

②御成に関わる負担について

獵師役²⁵

次に、この御成に関わる村方の負担についてみていきたい。大きく、三種類の負担があった。

まず、獵師役が挙げられる。これは、御成をする者（将軍世嗣ら）に対して、獵師が鶉飼など漁の様子を実演する役である。鶉飼については、多摩川中～上流域および秋川筋の村が負担していた。天保12年（1841）の御成では、これらの村で鶉匠9人・網引他人足33人などを派遣している。

この役は、鷹場の維持管理を行う鳥見が中心となり、鶉飼については、鶉匠世話役（新井村〈現日野市〉名主）を通して各村の鶉匠に負担内容が伝達されていた。鶉飼以外では、御成御場所である瀬田村近辺の獵師が網猟などを実演している。

将軍御成に関わる御用を務めるということで、この役に従事する者はそれを榮譽と認識していた。鶉飼に関わる者たちも、「御用鶉」という認識を、宝暦年間（江戸中期）から持っていたことが、次の史料から確認される。

〔史料1〕

乍恐以書付奉申上候

鶉匠

一御用鶉 壹羽

市郎左衛門

一同

市郎兵衛

一同

五郎八

右者先年瀬田ヶ谷領玉川鮎漁之節御用鶉三羽此度御尋ニ付、当時鶉匠書面之通御座候、勿論右三人之鶉匠先年玉川通御用之節も罷出候者共ニ而御座候、何時成共御用之節無間違鶉三羽并鶉匠差添御場所迄差出し可申候処、相違仕間敷候、以上

宝暦三年酉五月

田安御領知

多摩郡伊奈村

名主

庄兵衛

伊奈半左衛門様

御役人様²⁶

この史料は、宝暦3年（1753）5月に伊奈村（現あきる野市）の名主から、代官伊奈氏に対して出されたものである。伊奈からの諮問に対して答えたもので、伊奈村には三羽の御用鶉があるとしている。それを扱う鶉匠三人は、世田谷領での鮎漁（瀬田河原での御成）に対して、以前より参加しており、今後もいつでも派遣できる状況であるとしている。

ここで、鶉が「御用鶉」とされ、将軍の権威を纏っていることが注目される。それを扱う鶉匠たちも、御用鶉匠ということになる。以上のように、御用鶉を務める鶉匠たちは、将軍に関わることで、自らを権威づけていたことが分かるのである。

人足役²⁷

御成をめぐる様々な人足役も、村方の負担であった。これは、御成御場所を整備する「御場拵人足」、江戸城から諸道具を持ち運ぶ人足、御成御場所の焚出場人足、などである。

このような、鷹場に関わる人足役は、「領」を枠組みとして負担されていた。具体的には、玉川御成に関わるものは、「世田谷領」によって負担をされている。天保期には、世田谷領に

において下北沢村組合・猪方村組合・深沢村組合という三つの鷹場組合村が存在したが、これらの村々によって一円的に人足役は負担されていたのである²⁸。

旅宿負担

鷹場役人や鵜匠などの宿泊費・食料費も村方が負担した。ただし、これは世田谷領全体での負担ではなく、その中の一鷹場組合である猪方村組合で全て負担している。

多摩川御場所は、三つの鷹場組合村のうち、瀬田村を擁する猪方村組合内にある。したがって、御場所に出張してくる鷹場役人や秋川の鵜匠らの宿泊費用などを負担したのは、この猪方村組合であった。猪方村組合は、こうした旅宿負担についても、「人足役」同様に、世田谷領全体で負担することを求めたが、それは実現しなかった²⁹。

以上のように、玉川御成をめぐるには、三つの役負担が存在し、その負担の仕方はそれぞれに異なっていたのである。

③鳥見による支配と秋川

秋川の鵜匠と鳥見

ここでは、将軍御成というイベントを通じて、鷹場役人である鳥見の支配が、秋川筋にも及んでいることを述べたい。

この御成にあたっては、秋川筋の鵜匠たちが動員されていた。彼らは御成前から現地に出張し、宿泊をしたうえで、鵜飼を御成者に上覧させているのである。この鵜匠たちを取りまとめていたのが、新井村（現日野市）の鵜匠世話役であった。

一方、御成御場所である瀬田河原は、御拳場の目黒筋にあたる。それは駒場（現目黒区）に役宅を持つ鳥見の管轄であった。鳥見は、この鵜匠世話役を通して、鵜匠たちを動員していたのである³⁰。

宮田満氏は、鵜匠御用役について、「鵜を用いることから御鷹野方の支配を受けている³¹」としているが、そうではないだろう。ここで鳥見が関わってくるのは御成御場所が「目黒筋」に位置しているからである。もし、鵜を扱うという理由によるならば、この御成以外にも鳥見が鵜匠役に関わるものがあって然るべきであるが、そうしたことはない。

ここで確認したいのは、鵜匠たちが動員をされる秋川は、将軍家鷹場に含まれていない地域であり、本来は「目黒筋」鳥見の権力が及ぶ地域ではないということである。しかし、「将軍御成」というイベントを由来として、秋川筋の鵜匠たちにまで、鳥見の力が及んでいるのである。

鳥見による支配の拡大

以上見てきたように、目黒筋の鳥見は、鵜匠世話役を通して多摩川や秋川筋の鵜匠たちを統制・管理していたのである。それに加えて、天保期の御成復活とあわせて鳥見による多摩川沿岸の統制が行われていることが確認できる。

〔史料2〕

近々玉川筋為鮎獵右大将様御成御沙汰ニ付、玉川通_メ切有之候而者下り鮎之差障ニ相成候間、右_メ切等早々取払可申候、此触致附を以早々順達留村方駒場御用屋敷原金次郎御役宅江相返可申候、以上

寅八月八日

原金次郎

黒野源左衛門

駒井村方

玉川両縁羽村迄

右御触書八月九日子上刻青柳村方請取早々郷地村江継送ル

玉川筋鮎獵右大将様御成御用相済候間、しら_メ切いたし候而も不苦敷尤船筏差止メニ不及候、此触早々順達留り村方駒場御用屋敷原金次郎御役宅江相返シ可申候、以上

寅八月十二日

原金次郎

黒野源左衛門

駒井村始羽村止り

右御回状十六日口ノ刻青柳村方受取、戌上刻郷地村江順達申³²

〔史料2〕は、天保12年（1841）に、目黒筋の鳥見2名が出した触書についてのものである。これによれば、近く玉川筋に徳川家定（右大将）の御成があるので、川内で「_メ切」をしてしまつては下り鮎に影響が出るのでそれを撤去するように命じている。この触がまず8月8日に出され、御成後の8月12日に、川内の_メ切を行つてもよいという触が出されている。

この二つの触は、駒井村（現世田谷区）から羽村（現羽村市）まで多摩川沿岸の村々を順々に回していき、最後には駒場にあった目黒筋鳥見の役宅まで戻すようにとしている。

本史料は、柴崎村（現立川市）に残されたものであり、青柳村（現国立市）—柴崎村—郷地村（現昭島市）というルートで回っていることが分かる。いずれも多摩川左岸の村であり、触は下流から上流へと遡及している。触の全体的なルートは不明であるが多摩川左岸の村を駒井村から羽村まで遡っていったものと推察される。

ここで重要なのは、この触が目黒筋鷹場を越えて廻達され、多摩川中流域の村まで及んでいることである。前節でみたように、多摩川中流域は、幕府の鷹場、尾張藩の鷹場と捉飼場が存在していたが、羽村・郷地村・柴崎村・青柳村といった地域は幕府の鷹場ではない。したがって、鳥見は将軍御成への影響を理由として、幕府の鷹場を越えた多摩川中流域まで環境維持のための権力を及ぼすことができたといえるのである。

鳥見による環境維持と秋川

以上のことから、次のことが明らかになった。天保期の将軍御成においては、秋川筋の鶴匠たちが動員され、瀬田河原において鶴飼を行い、御成者がそれを見物していた。鶴匠たちは、鳥見—鶴匠世話役—鶴匠という系統の下でこの役に従事していた。このように、秋川筋においても鳥見による支配が及んでいたのである。また、御成にあたっての河川の環境維持を理由として、環境維持のための幕府権力は、将軍家鷹場外の多摩川中流域にまで及んでいた。つまり、秋川筋や多摩川中流など将軍家の「鷹場」には設定されていない地域も、将軍御成を通じて、そのシステムの中に組み込まれていたと言える。

多摩川の御成を円滑に進めるためには、その上流にあたる村から規制しなければならない。そのことが鷹場領域を越えた鳥見支配を可能にしていたと考えられる。

第3章 多摩川における環境意識の醸成と鷹場

①多摩川の支配系統の分裂

本章では、多摩川の環境意識を考える上で重要な事項二つについて検討していきたい。一つは、寛政4年（1792）に代官伊奈氏が失脚した事実である。もう一つは、天保6年（1835）に、多摩川における漁獵法の一つである「築」についての議定が結ばれたことである。以下、それぞれみていきたい。

寛政4年までの鷹場支配の系統

そもそも、川を支配するとはどういうことだろうか。これは、川が氾濫などしないように治水を行うなどの管理、また漁業や舟運を許可するなどの経済上の管理などが考えられる。

江戸時代における河川支配は、幕府や藩によって行われていた。その中で、多摩川については、基本的には江戸幕府によって管理がなされていた。

こうした構造は、江戸時代の初めより幕末に至るまで大きな変化はなかったといえる。ただし、江戸幕府内部のどの部門が担当をするのか、という点については紆余曲折があった。

多摩川においては、享保期になって鷹場制度が定められたことにより、複雑さを増していく。鷹場は、領域内の狩猟を統制するものであったから、当然、多摩川の漁獵統制にも関係してくるからである。

しかし、寛政4年までは、代官伊奈氏が存在していたため、こうした二重支配にはならなかった。鷹場を支配する鳥見と、沿岸村々の間に代官伊奈氏が存在し、鷹場に関わる管理・運営を担っていたからである。このため、鷹場による支配と、代官による支配とが併存する「二元支配」は避けられていたのである。

寛政4年の伊奈氏の失脚

寛政4年、伊奈氏が代官を罷免され、知行地も没収になった。その理由について、近年の研究では伊奈氏内部の「家中騒動」にあり、幕府の処罰を受けたとする説が有力である。これにより、伊奈氏が管理した幕府領も、五人の代官によって分治支配を受けることになった³³。

先にもみたように、伊奈氏の職掌の一つに「鷹野御用」があった。江戸城への上納物を村々に納めさせたり、また鷹狩りが円滑に行われるように人足の差配をしたり、また鳥見のもとで

鷹場に関わる触を村々に廻達していた。そのため、伊奈氏が失脚すると、同氏が果たしてきた役割をどうするのが課題となったのである。

寛政4年以後は、鷹場においては鳥見による支配が強化された。また、「鷹野役所」という役所が新設され、伊奈氏が担っていた「江戸城上納物」や「御成の際の人足」を担当するようになる。

しかし、伊奈氏のような、鳥見と各村との間を調整する者がいなかったため、鷹場制度の中で様々な問題が起こることになったのである。

伊奈氏失脚による変化

では、このような体制になって何が問題となってくるのであろうか。

第一に、多摩川の支配が二元的になることである³⁴。幕府領が接する河川の支配権は代官にある。しかし、この幕領が鷹場の領域に入ると、同時に鳥見による支配も受けることになる。伊奈氏が存在していた時期は、同氏が鳥見支配のもとで鷹場においても実務を担っていたために問題は生じていなかった。しかし、それがなくなることにより、二元支配による問題が顕在化したのである。

第二に、地域と支配の調整弁がなくなってしまうという点が挙げられる。伊奈氏は、地域に知悉した代官として、幕府支配と地域の間を巧みに調整していた³⁵。しかし、同氏がいなくなることにより、こうした地域側の不満や、地域間の軋轢が先鋭化する危険性を常に孕むようになっていたのである。

第三に、川の環境維持において、鷹場系統と代官系統が対立する事態が発生しやすくなる、ということである。第二で挙げた地域間の対立などは、自らの主張を実現するために、一方は鷹場系統、もう一方は代官系統へと結びつきやすくなってしまっている。環境維持は、鷹場にとって重要な事項であるうえに、地域の人々の生活をダイレクトに規制する事項でもあるため、上記のような対立構造が生まれやすくなっていた。

②多摩川における環境意識の醸成

天保期の築漁をめぐる漁業規制

多摩川では、天保期頃に、新たな環境意識が形成されていったと考えられる。そのように考える根拠は、天保期に築漁をめぐって、上流から下流までも含めて一体となった漁獵規制が行われたことにある³⁶。築漁とは、竹箆などをもって魚の誘導路を作り、その最奥部に設けた乗上げなどの陥穽具によって魚を捕獲する漁法である³⁷。まず、その史料を掲げる。

〔史料3〕

為取替議定一札之事

一、近来玉川通り御場下村々ニ而登り築相仕立若鮎之時節多捕エ候故、登鮎少々年増御膳所上鮎納方二差支及難儀、依争右御用前後漁師共稼方手薄ニ相成御運上川役永納方差支一同難渋致し候ニ付、川下村々江相掛り奉出訴度段申之候間、当二月中川通見回り漁場有之候村々江難渋之始末申入候処、御場内村々之儀者兼而被仰渡候御趣意茂有之候得者、已来若鮎之時節登り築相仕立候儀者勿論、丸太魚登り下り張切箆相仕立候儀被仰渡相守居候得共尚又厳敷可申付候、且宿川原村より川上御膳所御用相勤候村々之内是迄秋氣ニ相成下り鮎築相仕立候ニ付、下郷村々江自然秋鮎少く御用御差支相成候ニ付、下り築相仕立候義已来悪口相止メ可申対談相違無御座候、尤御用之儀者相互之義ニ付其時々御差支無御座様可取斗候、且羽村地内御上水堰上之義者登り鮎少分之事故年柄ニ従可申筈、然ル上者御場下村々ニ而弥是迄之通若鮎之時節登り築井并丸太魚登り下り張切箆相仕立候場所有之候ハ、一統申合可奉出訴筈ニ而猪方村立入双方掛合之上和融いたし候上者、已来相互ニ実意ヲ以取斗此度対談之趣意不相背様可致候、為後證村役人漁師惣代一同連印議定為取替置候処、仍而如件

天保六未年五月³⁸

この史料の意味は次のようになる。近来、多摩川の「御場下村々」において、「登り築」を築き、若鮎が遡上する時に多く捕らえてしまうために、鮎が少なくなって「御膳所上鮎納方」に難儀するようになったとする。この御用前後は、漁師共も稼ぎが少なくなり、運上を納めるにも影響が出るほどの状況である。そこで、川下の村々に対して、出訴する旨を伝えた。そうした中で、当年2月に幕府役人による巡見があり、この状況を申し入れたところ、「御場内村々之儀」はかねて仰せ渡された「御趣意」もあるので、以後は若鮎の時節に「登り築」を築

くことは勿論、「丸太魚登り下り張切簀」などの罾も設置してはいけないことを、今回改めて厳命された、というものである。

そして、宿河原村より川上の御膳所御用を務める村々については、秋に下り鮎の築を仕立てているために、下郷（下流の）村々に自然と秋鮎が少なくなって御用にも差し支えることになったので、以後は下り築を止めることで合意した。

ただし、御用は「相互之義」であるので、その時々で支障の出ないようにし、羽村の多摩川上水取水堰より上流では登り鮎も少ないので、「年柄」に応じた対応とする。今後は、「御場下村々」で従来通りに若鮎の時節に「登り築・丸太魚登り下り張切網簀」を仕立てている場所があったならば、出訴することとする。

以上の内容について、猪方村が間に入り、村役人漁師惣代一同で連印し、議定を取り交わしている。

漁業規制から読み取れること

ここでは、多摩川における上流と下流の村落間で対立していることがわかる。そして下流の村々は「登り築」を控えるが、上流村々も「下り築」をやめることとしている。まさに痛み分けという決着となっている。

ここから、天保期に多摩川の上流～下流までを含めた広い流域で、築漁が規制されたことが分かるのである。この一件を受けて天保9年には登り築禁止の触が幕府より出されることになった。宮田氏は、ここから新規漁法の禁止と年来渡世の漁師以外の者の漁業禁止という新しい多摩川の漁業秩序が作られたと本一件を評価する³⁹。

筆者は、この宮田氏の説に首肯するものである。ただ、それに加えて、本一件では、鷹場の論理が基底となって、村々の間で新たな環境意識が共有されるようになった意味も有していると考えられる。

その論拠としては、議定の文中に「御場下村々」という言葉が見えることである。「御場所」というのは、一般的には「将軍家の御場所」という意味であるが、ここでは「将軍家鷹場」を示すものと思われる。

そのように考える根拠は、「上ヶ鮎」を務める上流の村が務める御用は、「御膳所御用」と表記されており、「御場所」とは書かれていないことにある。そうであれば、下流の「御場所」とは、先の概念図なども明らかなように、将軍家の鷹場を指すものと考えるのが妥当である。そして、上流と下流で務める御用は、「相互」のことであるとしているのである。

したがって、この争論は多摩川の漁獲量を維持しようとする「環境意識」が上流～下流村々によって共有されていたということ、またそうした意識が醸成される背景として、御用（上ヶ鮎・鷹場）の存在があったことが知られる。

換言すれば、築漁の登場など新しい猟法が開発されるなかで、初めて「取りすぎ」「環境負荷」という考え方が多摩川沿岸村々に登場し、それが鷹場制度を通じた御用の影響も受ける中で共有されていったのである。

築一件によって何が変わったのか

それでは、この一件によって何が変わったのであろうか。まずは、多摩川の「環境」を守ろうとする意識が村々の間で共通のものとして持たれたことである。これまでも、魚を取りすぎることの問題とした争論は起こっていたが、一つの狩猟法を問題とし、それを広範な多摩川流域の村々で規制していこうとする動きは、これが初めてのことであった。本一件によって、環境を破壊する因として「築」が認定され、それを規制したことは、多摩川における「環境意識」が醸成されたものとして評価できる。

次に、こうした規制が多摩川の上流域から下流域まで含めて行われたことである。これまでは、こうした争論があっても、上流なら上流、下流なら下流と部分的な問題に収まっていた。しかし、今回、上流域の村が下流域の村の規制を要望し、その交換条件として、鮎が川を下る時期には上流域での規制を課すなど、「全多摩川」として議定が結ばれたことがわかる。

以上のことを総合して、本研究では、「築一件」をもって、多摩川における「環境問題」の発生として位置づけたい。自分の村における生業としての漁猟を守るために、全多摩川で環境保全をすることが申し合わされ、そのために「築」という効率的な狩猟法が部分的に封印されたのである。

③多摩川の環境・環境意識の変化

多摩川の支配系統の複数化

それでは、①・②でみた事項によって多摩川の環境・環境意識はどのように変化したと言えるのであろうか。

まず、多摩川の環境を規定する支配者側の系統が複数になったということである。これまで、幕府領においては代官によって一元的に河川の管理がなされていた。そこに、鷹場支配という新たな系統が生まれる。それでも、寛政4年（1792）に伊奈氏が失脚するまでは、伊奈氏が調整弁のようになって、代官支配と鷹場支配を接合させることに成功していた。しかし、伊奈氏失脚後は、代官支配と鷹場支配という二つの制度が併存する状況となったのである。

このことは、多摩川の環境維持という面で大きな問題を孕むことになった。従来は、たとえ地域において問題が生じたとしても、その当事者間の課題を幕府代官のもとで整理し、解決へと導くことができていた。しかし、そこに鷹場の要素が加わることにより、複雑化していく。鷹場支配の論理を逆手にとって、自らの主張を通そうとする村が出現してくるからである。特に鷹場支配は、河川の環境を維持するものであったので、そこに村々の思惑も関わって、大きな意味を持つことになったといえる。

多摩川における環境問題の発生

次に、築一件は、多摩川において環境問題が発生したという評価をすることができる。一か村を越えた広域の漁場を規制するために、数か村で議定を取り結ぶことはあったが、そうした枠組みが広大化し、上流から下流までを含めた全多摩川に広がったことの意味は大きい。多摩川の村々は漁猟という生業を維持するために、「築」という効果的な狩猟法を部分的に封印し、多摩川の環境再生を図った。これは、まさに多摩川において「環境意識」というものが村々に生まれたことを示している。

では、本章で明らかにしたことを受けて、天保期以降にはどのような問題が生じていったのであろうか。第4章ではそれを具体的に検討していきたい。

第4章 秋川における鵜飼漁の排斥

①鵜飼の行われている村

第4章では、弘化～嘉永期に秋川で鵜飼漁が排斥されていく一件を検討し、多摩川の御成がこの一件にどのような影響を与えていたのかをみていく。御成では鵜匠たちが動員されているが、そうした由緒がどのように争論に影響を与えていたのかに着目する。

多摩川と鵜飼

まず、多摩川で鵜飼が行われている村を概観したい。前掲の宮田満氏の資料集から、鵜飼が行われている村を挙げていくと、主に多摩川の中流域と秋川流域に鵜飼をする村が存在することが分かる。

このような分布になっているのは、鮎の生態が関係している。春に稚鮎が川を遡上し、中流～上流に達する。ここで、しばらく過ごして成長した鮎は、秋口に川を下り、中流～下流において産卵をする。そのために、鵜飼も、多摩川中流および秋川筋において行われるようになったものと考えられる。

御用鵜匠とそれ以外の鵜匠

この中で、多摩川の「御用鵜匠」を務めているのが秋川では五日市・伊奈など、多摩川では拝島や日野、府中にあたる地域である。一見すると、鵜飼を行う村の大半が、御用を務めているようにみえる。

しかし、一方で、そうした御用とはかかわりなく鵜飼を行っている村も存在した。それが、押立（現府中市）・網代・館谷（ともに現あきる野市）などである。御用と関わりなく鵜飼を行っていた村はこれに限られる訳ではない。どうしても史料は「御用鵜匠」に関わる村の方が多く残されることになるため、それ以外では鵜飼が行われていなかったように思えてしまう。この点は、今後も史料の探査に努めていきたい。

なお、人々の生業として、鵜飼がいつから行われていたのかは判然としない。現在、明らかになっている史料上の初見は、貞享3年（1686）の鵜札⁴⁰である。これは、今後の検討課題である。

②鵜飼をめぐる争論・出来事（宝暦～天保期）

この秋川流域（現あきる野市）では、鵜飼をめぐる度々争論が生じていた。以下にその概要をまとめる。

宝暦7年（1757）、伊奈村と高尾村ほか4か村で争論が発生⁴¹

まず、宝暦7年の争論である。高尾村・留原村・舘谷村・横沢村の4か村と伊奈村との対立という構図であった。伊奈村は鵜飼を行う猟師のいる村であった。

4か村側は漁場占有利用権を売り渡し、伊奈村との入会漁業を拒否するに至る。それに対して伊奈村は、鵜匠御用の由緒などを持ち出して反論した。結果として、鵜匠御用に関わる鵜飼の他は、鵜飼は他村の漁場では行うことができなくなってしまった。ここに、鵜飼を行う村を排斥していく状況が浮き彫りとなった。

安永8年（1779）、上ヶ鮎御用の時期の鵜飼禁止を伊奈村など4か村に命じる⁴²

上ヶ鮎とは、幕府に鮎を献上する役を指す。毎年、8月～9月（場合によっては9月～10月）に川を下る鮎を捕らえ、数と大きさを揃えて毎年1000尾以上を多摩川・秋川から献上していた。この献上役にあたっていた村を御用請村といい、上ヶ鮎期間中は独占的に漁を行うことができた⁴³。つまり、この時に上ヶ鮎を行う村の優位性が確認され、その障害となることのないように、鵜飼を行う村は幕府から命じられたのである。

寛政8年（1796）、留原村と山田村と間で争論が発生⁴⁴

寛政8年には、留原村と山田村で争論が発生した。山田村は鵜飼を行う村の一つであった。この時は、秋川の漁業において相互に入会を行い、鵜飼・網漁・鵜先網など漁法によって利害が対立しないよう、睦まじく漁業に従事することで内済に至っている。

天保10年（1839）、五日市村で漁師仲間の議定が結ばれる⁴⁵

天保10年になると、鵜飼漁を排斥しようとする動きが、より明らかになる。同年、五日市村の猟師仲間の議定により、鵜飼漁は上ヶ鮎御用の留川の外で行うことが定められた。

ここにおいて、鵜飼漁は、「上ヶ鮎」を行うための領域には入れず、その外で行うことが定められたのである。これは、鵜飼漁が入ることで漁場が荒らされ、「上ヶ鮎」御用に支障が生じないようにするためである。

以上のように、近世中期～後期における多摩川では「上ヶ鮎」を中心とした漁業秩序が形成され、上ヶ鮎に関わらない村や猟師は規制を受けていたのである。そうした中で、鵜飼漁を行う者とその居住地である村は、徐々に排斥されていくことになった。

鵜飼漁を行う者たちも、「鵜匠御用」を行っていることを根拠として反論を試みたが、効果は限定的であった。

③弘化4年～嘉永2年の秋川筋争論

争論の発端

次に、幕末期に秋川筋で争われた一件についてみていきたい⁴⁶。秋川筋では、11か村（留原村・引田村・湊上村・代継村・高尾村・伊奈村・館谷村・山田村・網代村・横沢村・三内村）によって、入会による漁業が行われていた。村の位置関係については、図3を参照されたい。

図3 秋川流域図



『日本歴史地名体系13 東京都の地名』（平凡社、2002年）の特別付録「輯製二十万分市図復刻版 東京都全図」の秋川部分を転載

本一件は、留原村（現あきる野市）が、幕府への「上ヶ鮎」の妨げとなることを理由に、留原村内での漁場占有を、従来よりも一か月早い7月朔日からとすることを求めたものである。さらに鵜飼漁についてもこれを漁場から締め出すことを画策した⁴⁷。さらに上ヶ鮎を監督する幕府

代官（江川太郎左衛門）の出役野田三郎が、鵜飼は御用の役に立たない旨を述べ⁴⁸、鵜飼を行っている村（伊奈村〈現あきる野市〉ほか3か村）は、窮地に陥ったのである。

伊奈村ほか3か村の反論

〔史料4〕

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡新井村役人惣代名主九郎兵衛申上候、玉川秋川浅川附村々之儀者地狭殊ニ土性不宜作物実法方悪、百姓一派ニ而者難渋之木地ニ付、毎年秋口ニ到り御運上相納右川通入会ニ而鮎魚鵜漁網漁致来り、秋川附伊奈村山田村五日市村右六ヶ村之儀茂同様漁魚いたし、往古方瀬田ヶ谷領

御成之節者右六ヶ村之儀も当村同様鵜遣共御成先御用相勤、尤毎年秋彼岸前後方右川通場所見立溜川致し、御膳所上鮎御用相勤ニ付、溜川之場所何漁不限漁業之者差留鮎捕生いたし御用大切相勤、然ル処当御用上鮎之節江川太郎左衛門様御手代野田三郎助様御出役御座候所、同郡留原村役人共依願右川通之儀者溜川壱ヶ月早メ七月朔日方溜川鮎捕生いたし御用無差支様取計可申、尤秋川通之儀者溜川ニ不限以来鵜漁稼決而不相成旨御同人様方御沙汰有之、此段成行鵜漁手馴候者無之候而者以来瀬田谷領 御成先御用御差支相成候而者、眼前ニ奉恐入候旨相歎居候間、何卒以 御慈悲前書之次第被為聞召、訳前書六ヶ村之儀も玉川浅川通同様御溜川ニ而、仕来通鵜漁稼いたし御用御差支不相成様其筋江も仰達被下置度奉願上候、以上

武州多摩郡新井村

役人惣代

弘化四末年十一月十四日

名主 九郎兵衛

御鳥見様⁴⁹

伊奈村ほか3か村も反撃に転じる。〔史料4〕は、鳥見に提出された嘆願書である。ここでは、御用鵜の由緒を述べ、鵜飼の存続を求めている。

この他に、鵜飼を行う村は、鵜匠世話役や玉川御成の際の御用漁師たちにも支援を要請した。彼等も江川役所や鳥見に対して、鵜飼存続の歎願書を提出し、鵜飼が禁止となれば、鵜匠御用に差し支える旨を主張したのである。ここでいう御用とは、第2章で明らかにした玉川御成に従事するものであった。

争論の結果

本争論については、嘉永2年（1849）4月に至り、一応の決着をみる。留原村内の漁場の占有は、従来通り8月朔日からとすることが確認された。また鵜飼の全面禁止はされずに、留原村内において秋彼岸30日前から禁漁とすることで落ち着いた⁵⁰。

これは、①玉川御成の鵜匠御用という由緒、②それを管轄する鳥見による江川代官への働きかけ、③御成を支える猟師たちの歎願、以上3つの要素によって鵜飼が守られたものであったと言える。

結果として、秋川における鵜飼漁は「鵜匠御用」を根拠として守られた。近世中～後期における争論（前掲の宝暦7年〈1757〉・安永8年〈1779〉の争論など）においては、「上ヶ鮎」を重視する漁業秩序のもとで、鵜飼を行う村側は劣勢であった。しかし、この争論においては、結果として鵜飼の村側の権利が擁護されることになる。これは、天保期に將軍家による玉川御成が行われる中で、その有意性が認められたものと考えられる。

議論が複雑になってきたので、ここで整理をしてきたい。本一件は、幕府への「上ヶ鮎」御用を楯に漁場の占有をもくろむ留原村側と、御成の際の「御用鵜」を楯にして自らの生業を守ろうとする伊奈村側の争いであった。

「上ヶ鮎」御用もその權威の源泉は將軍家に求められる。従って、本一件は、「上ヶ鮎」・「御用鵜」という、ともに將軍家の權威を背景にした争論であったともいえる。そうした中で、「上ヶ鮎」の優位が確認される一方で、「御用鵜」についても一定の評価が与えられ、狩猟法としての鵜飼も維持されていくことになったのである。

その理由は、争論の直前である「天保期」に実際の御成・御出が行われるようになったことが大きい。過去の由緒に基づいて利権を守ろうとする場合、その時間的隔たりが大きければ説得力を減じることになる。本一件においては、実際の「將軍の御成」が天保期に行われていたことで、鵜飼を行う村側の主張が重みを増すことになった。それに加えて鳥見の權威をも利用した伊奈側が、みずからの生業を守ることに成功したのであった。

鷹場制度＝將軍御成は、秋川地域の生業を規定する要素になっていたといえるのである。

④鵜飼が排斥される理由

弘化4年の史料文言

なぜ、鵜飼は排斥されるのであろうか。弘化4年（1847）の争論で、留原村が出した訴状の中に、次の一文がある。

右漁之儀者網漁与違ひ水中悉取尽候而已ならず若鮎登り候時節も自然追散し候儀につき⁵¹

これによれば、鵜が魚を捕りすぎてしまうこと、また鵜がいると魚が逃げてしまうことを述べている。このような事態は、「鵜」という生き物を用いるための弊害であり、網漁を主に行う漁師から特に鵜飼が忌避される理由になっていったと考えられる。

鵜飼排斥の因—経済的な理由

しかし、それではなぜ、この時期になって鵜飼が排斥されるようになるのであろうか。上記の問題点は何も近世中～後期に限るものではない。鵜飼というものが持つ根源的な問題であり、近世初期にこうした争論が起こったとしても、不思議ではない。

この点について、宮田満氏は、鵜飼は比較的古い時期から行われていた漁法であるとし、この争論は、従来から漁獵を行っていた村と、後発の漁獵村との争いであったと述べる。留原村など鵜飼を行っていない村は、漁法の発達を背景として、従来の多摩川の漁業秩序に挑戦をしていく立場であった。その中で、「上ヶ鮎」の指定村となり、多摩川の漁業秩序に食い込んでいったのである。そうした村にとって、「鵜飼」は先発漁村によって行われている象徴的な漁法である。先発漁村を排斥するための方便として、「鵜飼」が攻撃対象となったとするのである。

筆者も、この宮田氏の論に賛意を示すものである。ただ、宮田氏の研究は、「漁場利用」という経済の視座から本一件を分析しているが、環境の視座からも見ていく必要があるのではないだろうか。

鵜飼排斥の理由—環境論の視点から

筆者は、第3章でみたように、多摩川沿岸の村々においてあらたな「環境意識」が形成されてきたことが鵜飼排斥の動きを加速させていったと考えている。というのも、ここにおいて鵜飼を排斥する理由として、網漁と異なり「魚を獲り尽くす」「若鮎を追い散らす」ということが明確に述べられるようになってきているからである。

たしかに近世中期までにおいても鵜飼排斥争論はあったが、その理由は明確に述べられていない。こうした意識は、天保期の築一件も経て、多摩川の鮎資源を確保していこうとする環境意識が上流～下流の村で共有されることにより、生まれてきたものと考えられる。ここにおいて鵜飼排斥の動きは、経済的な争論としての意味だけでなく、環境論としての側面も出てきたのである。

以上、本章においては弘化～嘉永期に鵜飼漁が秋川で排斥されていく一件についてみてきた。結果的に鵜飼漁は守られるのであるが、これは天保期になって多摩川への御成が復活していたことが大きく、「御用鵜匠」としての由緒が生業としての鵜飼を守ったことになる。

また、本争論は、沿岸村同士の経済的な争いであるとともに、鵜飼という環境負荷の大きい狩猟法を駆逐していくという、「環境論」でもあったことを指摘した。そしてそうした意識は、鷹場制度を通じて多摩川沿岸の人々に浸透した環境意識を基底としたものであることを述べた。

おわりに

本報告書においては、江戸時代の鷹場が多摩川の環境にどのような影響を与えてきていたのかを明らかにした。

第1章では、江戸周辺地域の鷹場について概観した。鷹狩りは、日本においては武士をはじめとした支配層によって行われる特権的な狩猟法であった。江戸時代の将軍もこの鷹狩りを行い、その狩猟の場は鷹場として支配された。その鷹場は、鷹場維持や鷹狩り遂行のために、環境規制がかけられ、また人足徴発の対象となっていた。また、近世の多摩川は、下流は将軍家鷹場、中流は尾張藩鷹場・幕府捉飼場・将軍家鷹場が設定されていた。一方で、上流および秋川筋については、鷹場には設定されていなかったことを確認した。

第2章では、実際に多摩川への御成はどのように行われているのかを明らかにした。将軍による玉川漁獵御成は、瀬田河原（現在の二子玉川）で行われ、そこには上流の秋川筋の鵜匠も動員されていた。この鵜匠たちは、天保期には目黒筋の鳥見から鵜匠世話役を通して徴発されている。また多摩川沿岸の村々は、鳥見による環境規制を受けていた。つまり、実際の将軍家鷹場の領域を越えたより広い領域が、鳥見による統制の対象となっていたのである。

第3章では、寛政4年（1792）の代官・伊奈氏の失脚について考察し、代官と鳥見とに支配が二元化することで多摩川の環境、地域社会が大きな影響を受けたことを指摘した。また天保期に「築漁」をめぐる争論が惹起し、ここに上流から下流までを含めた多摩川沿岸村々に、環境を維持しようとする「環境意識」が成立していたことを述べた。その背景には、鷹場制度を通じた環境規制の浸透があったと考える。つまり、鷹場による環境規制は、寛政～天保期においてより広域化し、その中で規制内容は村々によって内面化され、やがて「環境意識」として醸成されていったのではないだろうか。

第4章では、弘化～嘉永期に秋川筋で発生した争論について検討した。江戸時代後期になると新たな漁獵法が開発され、古い狩猟法である鵜飼は排斥されていく。従来は、これを「先発漁村」と「後発漁村」の対立という、経済構造の中で理解してきた。しかし、本論では、これを多摩川における「環境をめぐる対立」として捉えた。結果的には、玉川御成に従事するという「御用鵜匠」の由緒が、生業としての鵜飼を守ることになった。

以上の内容をまとめると次のようになる。鷹場制度は、鷹場の環境を維持するために様々な規制を村々にかけており、それによって多摩川の自然環境も維持されていた。また、そこで行

われていた狩猟法も、鷹場による由緒によって守られ、そのことが人々の通常の狩猟＝生業をも規定していくことになった。鷹場は、環境因子の一つとして、鷹場に設定された地域（中流域～下流域）だけでなく、それが設定されていなかった秋川流域の漁業環境をも規定していくことになったのである。また、鷹場は多摩川における二元的な支配を生み出し、それによって地域における対立を先鋭化させることにもつながった。そして、鷹場を通じた環境規制は、やがて村々の「環境意識」をも生み出すことにもなったといえる。

鷹場は、多摩川を規定する「環境因子」であるとともに、沿岸の村々に「環境意識」を芽生えさせる「種子」でもあったのである。これが、本研究の結論である。

主な参考文献

- 可児弘明『鵜飼』中央公論新社、中公新書、1966年。
- 本間清利『御鷹場』埼玉新聞社、1981年。
- 安斎忠雄『多摩川水系における川漁の技法と習俗』財団法人とうきゅう環境浄化財団、1983年。
- 安斎忠雄『多摩川中流域の漁撈具』立川市教育委員会、1985年。
- 後藤廣史「府中と鮎」（『東京都府中市立郷土館報 郷土館だより』65、1985年）。
- 宮田満「川の民と鮎—近世玉川の漁師仲間と御菜鮎上納について—」（『歴史評論』431、歴史科学協議会、1986年）。
- 三輪修三『多摩川—境界の風景』有隣堂、有隣新書、1988年。
- 多摩川流域史研究会編『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究（第一次研究報告）』財団法人とうきゅう環境浄化財団、1989年。
- 宮田満『多摩川水系近世漁業関係史料の収集と考察』財団法人とうきゅう環境浄化財団、1989年。
- 宮田満「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」（『関東近世史研究』26、関東近世史研究会、1989年）。
- 太田尚宏「近世玉川における鮎上納制度について」（『地方史研究』227、地方史研究協議会、1990年）。
- たましん歴史・美術館歴史資料室編（『多摩のあゆみ』59、財団法人たましん地域文化財団、1990年）。
- 外山徹「近世前期玉川流域における鮎『上納』に関する一考察」（『関東近世史研究』29、関東近世史研究会、1990年）。
- 「鵜と共に生きて・玉川亭の人々」（『日野市ふるさと博物館紀要』2、日野市教育委員会、1992年）。
- 秋篠宮文仁『多摩川流域における魚類民俗に関する研究』財団法人とうきゅう環境浄化財団、1996年。
- 大石学『享保改革の地域政策』吉川弘文館、1996年。
- 根崎光男『将軍の鷹狩り』同成社、同成社江戸時代史叢書3、1999年。
- 太田尚宏「玉川の鮎と江戸城」（大石学編『多摩と江戸—鷹場・新田・街道・上水—』財団法人たましん地域文化財団、2000年）。
- 伊東久之「川の民の世界—殺生と漂白—」（赤坂憲雄・中村生雄・原田信男・三浦佑之編『いくつもの日本IV さまざまな生業』岩波書店、2002年）。
- たましん歴史・美術館歴史資料室編『多摩のあゆみ』110、財団法人たましん地域文化財団、2003年。

- 根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』吉川弘文館、2008年。
- 太田尚宏『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』岩田書院、2010年。
- 佐藤啓子「御鷹捉飼場の研究」（『近世史叢』7、近世村落史研究会、2014年）。
- 榎本博「捉飼場と餌差・鳥猟の展開—関東の鳥をめぐる広域支配と生活をめぐって—」（『関東近世史研究』78、関東近世史研究会、2016年）。
- 山崎久登『江戸鷹場制度の研究』吉川弘文館、2017年。
- 世田谷区立郷土資料館編集・発行『令和三年度特別展 多摩川と世田谷の村々』、2021年。

¹ なお、鷹場についての説明、および研究史については、Ⅱの本論第1章を参照いただきたい。

² 宮間純一『多摩川流域所在アーカイブズの情報集約・公開に関する調査・研究—地域持続のために—』公益財団法人東急財団、2019年、を参照しながら、自治体ごとに鷹場関係史料の探索を行った。

³ 宮田満「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」（『関東近世史研究』26、関東近世史研究会、1989年）・同『多摩川における組合漁業の歴史的考察—村落構造と漁場利用関係—』財団法人とうきゅう環境浄化財団、1994年、など。「主な参考文献」も参照されたい。

⁴ 宮田満『多摩川水系近世漁業関係史料の収集と考察』財団法人とうきゅう環境浄化財団、1989年。本史料集は、貞享3年（1688）から明治36年（1903）までの史料188点を収録したものである。本研究は、この宮田氏の労作に多くを依っている。なお、以下注記する場合は『漁業関係史料』と略す。

⁵ 安斎忠雄『多摩川の漁撈文化史に関する研究』財団法人とうきゅう環境浄化財団、1995年。

⁶ 秋篠宮文仁『多摩川流域における魚類民俗学に関する研究』財団法人とうきゅう環境浄化財団、1996年。

⁷ 増淵和夫『多摩川上流域における開発と水害』財団法人とうきゅう環境浄化財団、2005年。

⁸ 多仁照廣『近世多摩川流域の史的考察』財団法人とうきゅう環境浄化財団、1993年。

⁹ 大石学『享保改革の地域政策』吉川弘文館、1996年など。

¹⁰ 『漁業関係史料』。なお、同書から史料を引用するにあたっては、読点を筆者が付した。

¹¹ 第1章①・②での記述は、特に注記のない限り、以下の文献による。本間清利『御鷹場』埼玉新聞社、1981年・大石学『享保改革の地域政策』吉川弘文館、1996年・根崎光男『将軍の鷹狩り』同成社、同成社江戸時代史叢書3、1999年・山崎久登『江戸鷹場制度の研究』吉川弘文館、2017年。

¹² 前掲、山崎久登『江戸鷹場制度の研究』。

¹³ 文化2年（1805）「江戸近郊御場絵図」（国立公文書館所蔵、内閣文庫、177-0884-003）。

¹⁴ 御留川については、第2章①の「御成・御出のあった時期」も参照されたい。

¹⁵ 佐藤啓子「御鷹捉飼場の研究」（『近世史叢』7、近世村落史研究会、2014年）。

¹⁶ 『川崎市史 通史編2 近世』川崎市、1994年、201頁。

¹⁷ 前掲、大石学『享保改革の地域政策』369頁。

¹⁸ 蛭田晶子「享保期以降の尾張藩鷹場」（大石学編『多摩と江戸—鷹場・新田・街道・上水—』財団法人たましん地域文化財団、2000年）。

¹⁹ 奥多摩町誌編纂委員会編『奥多摩町誌 歴史編』奥多摩町、1985年、381頁。なお、この御巢鷹山について研究した文献として、岩田基嗣『改訂版 異説 多摩川上流水源地の歴史』著者出版、2014年がある。

-
- ²⁰ 『世田谷区史料叢書』 1、9頁。
- ²¹ ただし、瀬田村を中心とした地域では、享保5年（1720）から遡って70年以前（寛文期頃）にも瀬田村～下沼部村の地が御留川であったとする「申伝」が残っている（『世田谷区史料叢書』 1、8頁）。
- ²² 『大田区史（資料編）北川家文書』 1（以下『北川家文書』 1と略す）305頁。
- ²³ 『世田谷区史料叢書』 8、430頁。
- ²⁴ 中野嶋村の和唐紙は、文平が、文化3年に江戸の山城屋中川儀右衛門から製法を伝授されたのが最初とされる。以後玉川堂と称した。文政6年（1823）には田安家の御用紙の指定を受けている（『川崎市史資料編2近世』 773頁の解説より）。
- ²⁵ 鶴匠の負担については、萩原家文書（五日市郷土館所蔵）7-5より。
- ²⁶ 前掲、萩原家文書7-2。
- ²⁷ 玉川御成の人足役と旅宿負担については、拙稿「鷹場による地域一体化論の再検討—旅宿負担の分析を中心に—」（『関東近世史研究』 56、関東近世史研究会、2004年）より。
- ²⁸ 前掲、拙稿「鷹場による地域一体化論の再検討—旅宿負担の分析を中心に—」。
- ²⁹ 前掲、拙稿「鷹場による地域一体化論の再検討—旅宿負担の分析を中心に—」。
- ³⁰ 天保3年（1832）8月26日、目黒筋の鳥見後藤与次右衛門が新井村の「鶴匠セ話役」市兵衛に対して、鶴20羽・鶴匠30人を送るように命じている。これは同29日の側衆林肥後守による鮎漁にともなうものだった（『漁業関係史料』 30頁）。
- ³¹ 前掲、宮田満「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」11頁。
- ³² 『漁業関係史料』 208～209頁。
- ³³ 伊奈氏の失脚については、竹内誠「関東郡代伊奈忠尊の失脚とその歴史的意義」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和41年度、1967年）を参照のこと。また伊奈氏の失脚原因を伊奈氏内部の家中騒動に求める説は、太田尚宏氏によって出されたものである（太田尚宏「伊奈氏の貸付金政策と家中騒動」（徳川林政史研究所『研究紀要』 36号、2002年、後に同『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』岩田書院、2010年に収録）。
- ³⁴ 宮田満氏もこの支配の二元性について指摘している（前掲、宮田満「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」11頁）が、代官伊奈氏の果たした役割については触れられていない。
- ³⁵ 前掲、太田尚宏『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』。
- ³⁶ 本報告書では、この一件を以後「築一件」と呼称する。この一件については、宮田満氏も、多摩川上流と下流の村々の漁業紛争として検討を行っている（前掲、宮田満「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」24～28頁）。
- ³⁷ 二野瓶徳夫「築」（『国史大辞典』 14、吉川弘文館、1993年）。
- ³⁸ 『漁業関係史料』 176頁。
- ³⁹ 前掲、宮田満「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」26～27頁。
- ⁴⁰ 前掲、宮田満「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」12～13頁。
- ⁴¹ 前掲、宮田満「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」22～24頁。
- ⁴² 『漁業関係史料』 95頁。
- ⁴³ 『多摩川の概要—魚と伝統漁法—』立川市教育委員会、1980年、8～16頁。
- ⁴⁴ 『漁業関係史料』 61～62頁。
- ⁴⁵ 森田家文書（五日市郷土館所蔵）7-13。
- ⁴⁶ この争論については、宮田満氏も前掲の「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」の中で、経緯を明らかにしている。宮田氏は、本一件を以て鶴匠御用も漁場利用慣行、秩序を規定する要因となつたとしている（32頁）。ただし、宮田氏の研究は漁場利用という経済の視座に終始しており、環境の視座が欠落している。この点については、④の「鶴飼が排斥される理由」で述べる。

なお、本一件について検討した近年の成果に、西村慎太郎「秋川の鮎漁と留原村水車打ち毀し一件」（『多摩のあゆみ』178、公益財団法人たましん地域文化財団、2020年）がある。

⁴⁷ 『漁業関係史料』261頁。

⁴⁸ 『漁業関係史料』220頁。

⁴⁹ 前掲、萩原家文書7—16。

⁵⁰ 『漁業関係史料』262頁。

⁵¹ 『漁業関係史料』205頁。

江戸時代多摩川の生態系と鷹場

(研究助成・学術研究 VOL. 5 1 - NO. 3 6 7)

著 者 山崎 久登

東京都立砂川高等学校教諭 (採択当時)

発行日 2022年10月

発行者 公益財団法人 東急財団

〒 150-8511

東京都渋谷区南平台町5番6号

TEL (03) 3477-6301

<http://foundation.tokyu.co.jp>